

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

魅力ある教育創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

姫路市

3 地域再生計画の区域

姫路市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 本市の現状

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、北部は、森林丘陵地や田園地のほか山並みが連なり、中南部は、姫路駅を中心に市街地が広がっており、丘陵地が市街地内に点在している。また、沖合には、大小 40 余りの島が点在し、島しょを形成している。

歴史的には、古くから交通の要衝として栄え、播磨の中心として発展し、17 世紀初頭には、池田輝政によりほぼ現在の姫路城の姿が完成し、城下町としての町並みが形成され、江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であった。

現在の姫路市は、明治 22 年に市町村制の公布により全国 30 市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまる。近年では、平成 5 年に姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産に登録され、平成 8 年には全国 11 市とともに最初の中核市へ移行した。平成 18 年には全国的に合併の機運が高まる中、周辺 4 町と 39 年ぶりに合併し、人口約 53 万 6 千人、市域面積約 534 km²となった。

これまでの本市の教育行政については、「姫路の教育指針」に基づき時代の要請に応じた諸施策を展開するとともに、さまざまな成果を挙げてきた。

一方、学校教育においては、市立小・中学校の児童・生徒数は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて増加傾向にあったが、その後減少を続けており、都市のスプロール化等により、特に中心市街地及びその周辺部における減少傾向が顕著である。さらに、教育現場にあっては、近年、価値観の相違による保護者と教師との間の認識の乖離や教師への信頼感の低下が生じており、学校教育の推進・充実に支障をきたしていることに加え、子ども自身においても、学ぶ意欲や体力及び運動能力の低下に加え、道徳心や規範意識が充分にはぐくまれていない状況にある。

4-2 本市の課題

喫緊の教育問題解消に向け、保護者や地域の要望を受け止める仕組みづくりや教職員の資質向上を図るための支援体制の構築とともに、子どもの発育・発達の連続性を重視した教育制度の見直しを図り、授業における基礎・基本の徹底や能力を伸ばす多様な機会の提供、望ましい生活習慣や社会規範を体得し遊びや運動が充分にできる場を確保することが重要である。このため、将来を担う子どもをはぐくむ学校教育の創造のため、教育の質の向上を図る計画的な教育改革の推進が必要となっている。

4-3 本市の目標

学校教育の質的向上は、教員の資質向上によるところが極めて大きいことから、教員の指導力向上のための支援システムを構築し、優れた専門性と豊かな人間性を備えた教員を養成するため、学校教育の中心である授業改善に焦点をあて、効果的な指導方法や教材開発支援を含めた指導・助言をこれまで以上に充実させるための仕組みを構築する。また、今日の子どもの身体的・生理的発達の状況や情報化社会の加速化といった生活環境等の変化に対して、現行の学校制度そのものが適合しなくなっているのではないかと指摘もあることから、子どもの視点に立って、小・中学校間で学習の継続性に留意したカリキュラムを設定したり、子どもの発育の連続性を重視した一貫性のある指導を創出したりするなど、校種間の段差を軽減させる制度改変により、真にゆとりある充実した学校生活を生み出し、学校を魅力ある場に再生させる。このため、本市独自の教育改革として「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の策定に平成18年度から取り組んでおり、その一環として、児童生徒の心の発育や学習の連続性を重視した教育課程の編成や指導体制の確立を主眼とした小中一貫教育の本格的な導入に向け、利便性の高い市中心部において、歴史と伝統を誇り他校への影響力の大きい白鷺中学校、城巽・城南小学校を小中一貫教育推進モデル校に指定するとともに、教育研究・相談等に一元的に対応できる機能を備えた施設の整備を図ることで、魅力ある姫路の教育を創造し地域再生の実現を目指す。

指標	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値
中学校1年生におけるいじめ・不登校件数	推進モデル校における実践成果の他校への波及を示す指標としておおむね10%減を目指す。	353 (件) ※ H18	300 (件)
「教育課題に係る学校長の意識調査」における「教師の資質向上・個を伸ばす授業実践」の占める割合	総合教育センターの整備による教員の資質向上を示す指標としておおむね3%減を目指す。	18.1 (%) ※ H18	15.0 (%)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

小中一貫教育の本格的な導入に向け、小中一貫教育の可能性を最大限に引き出し、先進的で魅力ある取り組みの研究・実践により他校への提言・啓発を行うことを使命とする小中一貫教育推進モデル校として白鷺中学校、城巽小学校及び城南小学校を指定した。当該モデル校での事業実施にあたっては、平成21年4月開校を目途に上記小学校2校を1校に集約し（校舎は城南小学校校舎を使用）、白鷺中学校との一貫校化を進めると同時に、適正な学校規模を確保するため指定校区外区域からも児童・生徒の募集を行うこととしている。なお、白鷺中学校区における児童数の減少に伴い白鷺中学校の生徒数も依然として遞減傾向にあり、適正な規模確保による教育環境の整備が必要とされているところである。

白鷺中学校については、一時的余裕教室を転用し、市立白鷺生きがいデイサービスセンターを開設しているが、生徒数の増加に対応するため、本来の用途に復帰させる。このデイサービスセンターについては、高齢化に伴う社会福祉施策の充実の必要性が高まる中、中心市街地においては事業用地の確保が難しく、事業着手が困難な状況にあったことから、平成11年度において保有教室数に余剰が生じていた白鷺中学校において、一時的余裕教室を改造・転用し、在宅福祉推進の一環として事業開始したものである。しかしながら、近年は、近隣に類似施設が整備されたこと等から利用人員数は低下傾向にあり、開設翌年度の平成13年度と比較すると平成18年度の利用者数は半減し、著しい需要の低下が見られるところとなっている。

また、学校教育の質的向上は、教職員の資質向上によるところが大きいことから、本プログラムにおいては、現在市内3箇所分散する教育研究施設（教育研究所）、教育相談施設（教育相談センター）及び少年愛護育成施設（少年愛護センター）の機能を集約一元化し、互いの情報交流・業務連携を円滑にし、教職員の資質向上支援及び教育に係る相談事業を包括的に行うとともに利便性の向上を図る総合教育センターについても構想を始めたところである。本センターの施設整備にあたっては、平成22年4月以降の開館を目途に、上記の小中一貫教育推進モデル校の開校に伴い廃校となる城巽小学校校舎に改修を加え新規開設する計画である。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-2-1 白鷺デイサービスの中学校施設への転用について

(1) 【A0903 社会福祉施設の転用の弾力的な承認】

① 処分に係る経緯等

施設種別	生きがい型デイサービスセンター（余裕教室改造）
補助事業者	厚生労働省
施設名	姫路市立白鷺生きがいデイサービスセンター

設置主体	姫路市
経営主体	姫路市（指定管理者制度による委託方式）
所在地	兵庫県姫路市本町 68 番地 52
建築年月日	平成 12 年 10 月 1 日
国庫負担 （補助）金額	46,941,000 円（施設 45,305,000 円 設備 1,636,000 円）
総事業費	47,710,115 円（施設 46,073,186 円 設備 1,636,929 円）
国庫負担 （補助）年度	平成 11 年度（平成 12 年度への繰越事業）
建築構造	鉄筋コンクリート造 3 階建（うち 1 階の一部）
建物延面積	270 m ²
処分区分	転用
処分内容	生きがい型デイサービスセンターを中学校施設（多目的室、作法室、倉庫、便所）に転用
処分年月日	平成 21 年 3 月 31 日（小中一貫教育の導入にあたり、平成 20 年 3 月 31 日をもって上記デイサービス事業は終了するが、学校施設への転用は平成 21 年 3 月 31 日であるため）
経緯	昭和 53 年度建築の市立白鷺中学校北棟（1,852 m ² 市単独予算にて建設）1 階東側の 3 教室（270 m ² ）を改修し、日常動作訓練室、和室、便所、倉庫を設け、デイサービスセンターとして開設。近年は需要が著しく低下しており、今般、小中一貫教育の実施に伴って学校スペースに余裕がなくなり当該場所も必要となることから、学校施設（多目的教室、作法室、便所、倉庫）に転用するもの。
処分の理由	小中一貫教育の可能性を最大限に引き出し、他校への提言・啓発を使命とする小中一貫教育推進モデル校の設置のため

② 支援措置の適用要件

ア 当該施設の処分が行われない場合、当該施設の遊休化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること。

本デイサービスセンターは、平成 12 年 10 月に開所し、日常動作訓練及び趣味活動場所の提供等を行い、開所翌年度は 782 人を数える利用者があったが、近隣に類似施設が整備されたこと等から利用人員数は低下傾向にあり平成 18 年度では 382 人の利用があるのみである。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
延べ利用人員	782	637	540	644	349	382

このため、学校規模の拡大により施設の拡充が必要となる白鷺中学校の学校施設への転用により、本施設の有効活用を図る必要があると考えている。

イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設等の公共施設への転用などの必要性が認められること。

この度の小中一貫教育推進モデル校の開校にあたっては、適正な学校規模を確保する必要があることから、指定校区外からも児童・生徒の募集を行い、白鷺中学校については生徒数が、現在の 118 人から約 270 人に、学級数が 5 学級から 10 学級に大幅増となる見込みである。一方、白鷺中学校は特別史跡地内に位置し、文化遺産保護の観点から新たな施設の建設・増築は容易にできない状況にある。このような中、施設の全体利用計画を立案したところ、デイサービスセンター施設を特別教室等として使用せざるを得ない状況である。

このため、本市としては、デイサービスセンターを学校施設に転用することにより、モデル校の設置が可能となり、学校教育の更なる充実が図られると判断するものである。

ウ 同一事業者における転用又は無償による貸与であること

転用後の施設の所管及び管理運営主体については、転用前と同じく姫路市に属する。

エ 転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること

本市は、白鷺生きがいデイサービスセンターを含め 15 箇所で生きがいデイサービス事業を実施しており、事業ニーズに対する充足は図られているうえ、近隣にスポーツクラブや温浴施設などの健康増進・娯楽施設の開設が続いていることから、高齢者の生きがい促進を図る拠点作りに資する施設への転用は不要であると判断した。また、老人の憩いの施設や子育て支援に係る施設等、社会福祉目的の施設への転用を検討したが、当該近隣地域において一定の整備は既に完了している状況に加え、今般、小中一貫教育推進モデル校への指定に伴い学校の規模拡大による教室不足が生じたことから、学校教育施設への転用が必要と判断したものである。

なお、当該デイサービス施設のうち、備品については市立老人福祉センター楽寿園において機能訓練等に活用することとしている。

オ 転用前又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと

上記のとおり、近隣の生きがいデイサービス施設による代替が可能である。

5-2-2 市立城巽小学校の総合教育センターへの転用について

(1)【A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化】

① 施設概要

施設種別	小学校
補助事業者	文部科学省
施設名	姫路市立城巽小学校
設置主体	姫路市
経営主体	姫路市
所在地	兵庫県姫路市北条口三丁目 29 番地
処分区分	転用
処分内容	小学校を教育研究施設、教育相談施設及び少年愛護育成施設の機能を併せ持つ総合教育センターに転用
処分年月日	平成 22 年 3 月 31 日以降（小中一貫教育の導入にあたり、平成 21 年 3 月 31 日をもって上記小学校は廃校となるが、総合教育センターへの転用は改修工事を実施した後となるため）

② 支援措置の適用要件

ア 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等（姫路市立城巽小学校～平成 21 年 3 月 31 日廃校予定）の転用の弾力化について、設置者である姫路市が、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

イ 校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）

本市には教員研修機関として教育研究所、教育相談機関として教育相談センター、青少年の問題行動等への対処機関として少年愛護センターが市中心部を取り巻く位置に点在しており、各施設間の情報交流・業務連携の円滑化や利便性の向上の観点からこれらの機能を集約する総合教育センターの必要性についても検討を進めているところである。現在の 3 施設の年間の利用者数は、教育研究所が約 28,600 人、教育相談センターが約 9,500 人、少年愛護センターが約 3,600 人であり、集約後は年間 4 万人を超える来所者が見込まれることとなる。

本市としては、総合教育センターの整備により、教職員の更なる資質向上や利用しやすい相談体制の実現が図られると判断している。

ウ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

総合教育センターの整備にあたっては、利用しやすい市中心部での立地を前提として建設地及び整備手法を検討してきたが、厳しい財政状況が続く中で用地取得及び新規建設を行うことは困難であることに加え、小中一貫教育推進モデル校の設置に伴う小学校廃校後の施設の有効活用が望ましいと判断した。

エ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

転用後の施設の所管及び管理運営主体については、転用前と同じく姫路市に属する。

③ 施設の利用内容

【施設現況（校舎）】

ア 校舎Ⅰ区分

建築年度	S38
面積	958 m ²
補助内容及び補助年度	一部木の研修施設（ランチルーム）整備補助適用（H12） 全て耐震補強補助適用（H15）

イ 校舎Ⅱ区分

建築年度	S52
面積	568 m ²
補助内容及び補助年度	全て大規模改造（老朽）及び地震補強補助適用（H15）

ウ 校舎Ⅲ区分

建築年度	S54
面積	1,065 m ²
補助内容及び補助年度	全て大規模改造（老朽）及び地震補強補助適用（H15）

エ 校舎Ⅳ区分（※135 m²については完了後 10 年経過のため転用承認対象外）

建築年度	S56
面積	1,420 m ²
補助内容及び補助年度	※うち 135 m ² が大規模改造（コンピュータールーム整備）補助適用（H10） 全て地震補強補助適用（H15）

【利用計画】

ア 教職員の資質向上に係る研修及び諸事業の企画・実施を所管する教育研究事業用施設として利用する。

イ 特別な支援を必要とする児童生徒（不登校・いじめ・問題行動等）及びその保護者への総合的な教育支援を行うための相談施設として利用する。

【施設現況（屋内運動場・クラブハウス）】 ※転用承認対象外施設（完了後10年経過）

	屋内運動場	クラブハウス
建築年度	S57	S57
面積	766 m ²	186 m ²
補助内容及び補助年度	うち 94 m ² が公立小学校 屋内運動場新增築補助対象分 (S57)	全て補助対象 (S57)

【利用計画】

将来的には、ホール等への改修を検討するが、当面は地域住民の健康増進を図るための体育施設として利用する。

【施設現況（屋外プール）】

建築年度	H14
面積	351 m ²
補助内容及び補助年度	全て水泳プール（屋外・一般）補助対象 (H14)

【利用計画】

将来的には、撤去を検討するが、当面は地元管理の下、市民の利用に供する施設としての位置づけとする。

【施設現況（屋外運動場）】

建築年度	H18
面積	5,180 m ²
補助内容及び補助年度	うち 4,230 m ² が屋外教育環境施設整備補助対象分 (H18)

【利用計画】

総合教育センター利用者のための来客用駐車場として利用する他、当面は地域住民の健康増進を図るための運動場として利用する。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取組

【C0401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除】

① 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

借入対象 施設名	城巽小学校 (屋外環境)	城巽小学校 (ランチルーム)	城巽小学校 (プール)
借入資金名	簡易生命保険資金	簡易生命保険資金	簡易生命保険資金
借入先	独立行政法人郵便 貯金・簡易生命保 険管理機構 (日本郵政公社)	独立行政法人郵便 貯金・簡易生命保 険管理機構 (日本郵政公社)	独立行政法人郵便 貯金・簡易生命保 険管理機構 (日本郵政公社)
借入金額	5,900,000 円	6,400,000 円	53,800,000 円
借入年月日	平成 6 年 5 月 25 日	平成 13 年 5 月 25 日	平成 15 年 5 月 23 日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成 21 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 35 年 3 月 31 日
未償還残高	912,288 円	4,658,004 円	49,305,804 円

② 事業の概要

廃校後の城巽小学校の校舎等に改修を加えた上で、当該施設に現在の教育研究所、教育相談センター及び少年愛護センターを統合移転し、本市教育の中核施設となる「総合教育センター」を整備する。

本施設は、現在策定中である「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の実施拠点の一つとして位置づけたうえで、教職員の資質向上に係る研修及び諸事業を企画・実施するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者への総合的な教育支援を行う。また、教育課題解決の方策を研究し、教育委員会の施策及び学校教育改善への提言を行う。

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

認定の日から平成 26 年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標達成については、進捗状況、成果を把握し、数値目標の達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行ったうえで、総合的に評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し